

特定健康診査（健康診査）の対象とならない方

厚生労働省の告示により、次の条件に該当する方については他の条件を満たしている場合であっても特定健診対象とはなりません。

特定健診の対象とならない方は、妊娠出産や病気治療などで入院し医療的な管理を受けていること、また、施設入所等については、それぞれの施設基準等において、健康診断の実施等入所者に対する健康保持の維持に関する規定が設けられており、施設入所者に対する健康管理が図られていることなどの理由によります。

- ・妊産婦（年度中に妊娠、出産した場合）
- ・病院または診療所に6ヶ月以降継続して入院している者
- ・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所または入居している者

法令根拠	対象施設
第2号	障害者支援施設（施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設）
第3号	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
第4号	<ul style="list-style-type: none">・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム
第5号	<ul style="list-style-type: none">・特定施設（地域密着型特定施設を除く）<ol style="list-style-type: none">1. 有料老人ホーム2. 養護老人ホーム3. 軽費老人ホーム（ケアハウス）・介護保険施設<ol style="list-style-type: none">1. 指定介護老人福祉施設2. 介護老人保健施設3. 介護医療院